

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線部は改正部分)

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）抄

改正案	現行
<p>(平成三十年度における恩給改定率) 第一条 平成三十年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九七八とする。</p>	<p>(平成二十九年度における恩給改定率) 第一条 平成二十九年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九七八とする。</p>